

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

有限会社 いちばん館

多機能型事業所 キッズゆうゆう

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が事業所内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

○基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用児の安全確保	利用児の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用児の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

○感染症発生時の対応

感染症マニュアルに沿って手洗いの徹底など感染対策を常に努める。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図って対応する。

(1) 平常時の対策

感染症マニュアルの「職員・児童の衛生管理について」「予防について」「利用児童の情報について」に沿って感染症対策に努める。

(2) 発生時の対応

感染症が発生した場合は、感染症マニュアルの「感染症が疑われる場合の対応」「感染症が発生した場合の対応」に従い、感染拡大を防ぐため対応を図る。また、関係機関リストに記載がある関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携を取る。

※関係機関リストは必要に応じて更新するものとする。

(3) 業務調整について

業務を重要度に応じて分類し、感染者・濃厚接触者の人数、出勤可能な職員数の動向等を踏まえ、提供可能なサービス、ケアの優先順位を検討し、業務の絞り込みや業務手順の変更を行う。

※様式 5 業務分類(優先業務の選定)に記載し、必要に応じて更新するものとする。

管理者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	管理者・児童発達支援管理責任者を中心に役割を決めています。	
医療機関、受診・相談センターへの連絡		
利用者家族等への情報提供		
感染拡大防止対策に関する統括		

○感染症対策のための委員会

(1) 感染防止対策委員会の設置

事業所の感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染防止委員会」を設置する。

①感染防止対策委員会の構成

感染防止対策委員会は、次に掲げるもので構成する。

- (ア) 管理者
- (イ) 児童発達支援管理責任者
- (ウ) 児童指導員等
- (エ) その他、管理者が必要と認めるもの(施設外の専門家等)

②感染症防止委員会の業務

感染症防止委員会は、管理者の招集により感染症防止委員会をおおむね3か月に1回開催するほか、必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」「感染症発生時に対応」のほか、次に掲げる事項について審議する。

(ア)感染症対策の立案

(イ)BCP・マニュアル等の作成

(ウ)感染対策に関する職員研修の企画及び実施

(エ)利用者の感染症の既往の把握

(オ)利用者・職員の健康状態の把握

(カ)感染症発生時の対応と報告

(キ)感染症対策の実施状況の把握と評価

(2) 職員研修及び訓練の実施

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理・ケアの徹底を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練」を感染症防止委員会の企画により、以下の通り実施する。

①新規採用者に対する研修

新任研修において感染対策の基礎に関する教育を行う。

②定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回実施する。

③定期的訓練

感染症が発生した場合を想定した訓練を年2回実施する。

④記録

研修及び訓練の実施について記録する。

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和5年6月29日	作成
令和6年7月22日	更新。様式1、2
令和7年3月10日	更新。様式1と内容確認。
令和8年4月28日	更新。様式1の内容確認。

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式1	関係機関連絡リスト
様式2	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式3	職員緊急連絡網
様式4	備蓄品リスト
様式5	業務分類（優先業務の選定）
様式6	来所立ち入り時体温チェックリスト